

世田谷区公共施設を不適切に利用する団体への利用制限に関する基準

第1 区長は、次に掲げる場合は利用者登録を行わないものとする。(条例第3条第2項)

(1) 営利を目的とするとき。

【事例】

- ・ 商品説明会や商品販売、営業会議など、企業活動を目的とする施設利用
- ・ 団体運営費（施設使用料・講師謝礼を含む）として、社会通念上の許容を超える入会金・月会費・参加費等を徴収し、その収入を代表者等の生計費としているとき
- ・ 施設使用の権利を転売する場合
- ・ インターネットや SNS を用いた広告媒体等を利用して、不特定多数の方を対象に、金額の多寡に関わらず、参加費等として具体的な金額を提示し、開催日時と会場を指定して参加者募集を行い、施設を利用する場合

(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。

【事例】

- ・ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の規定による処分を受けている団体等の集団的活動

(3) 施設の利用の目的又は内容が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

【事例】

- ・ 暴力団としての集団的活動

(4) 施設利用者の利便性の向上又は施設利用の拡大を損なうと認められるとき。

【事例】

- ・ 本来は1つである団体を複数の団体として登録し、複数の利用者番号を持つ場合
- ・ 提出された構成員名簿の、「氏名」及び「住所」の組合せで、複数団体間の名簿を照合したとき、同じ組合せを同一人と見なす場合で、新たに登録・変更・更新の申請をした団体の構成員の半数以上が、他の団体構成員と同一人である場合（いわゆる「重複登録」という）
- ・ 第2の「利用者登録の取消し」に関する規定に該当し、取り消しを受けた団体と同一の代表者等が、取り消し理由を改善することなく、新規の登録申請をした場合
- ・ 施設使用の権利を転貸することを目的として、登録申請をする場合（特定の団体に入会・参加することを目的に、家族名義等で利用者登録を行い、その利用者 ID とパスワードで予約した施設を当該団体に使用させる場合）

第2 区長は、次に掲げる場合は利用者登録を取り消すことができる。(条例第5条第1項)

(1) 申請書の内容に虚偽があったとき。

- ・ 団体名
- ・ 申請者の氏名
- ・ 代表者の住所、氏名、生年月日及び電話番号
- ・ 団体の連絡者、構成員の住所及び氏名

- ・ 団体の活動内容
- ・ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項

(2) 第1の「利用者登録を行わない」規定に該当するに至ったとき。

(3) 利用者登録をした者が、次の規定に該当するに至ったとき。

- ・ 当日無断キャンセルを繰り返した場合
- ・ 施設予約の内容に虚偽がある場合
- ・ 団体登録の変更手続を放置した場合
- ・ 指定された利用目的以外で施設利用をした場合
- ・ 区が使用を承認した施設以外の施設を使用した場合
- ・ 代表者等への郵便物が返戻され、電話等による連絡も不能な場合
- ・ 施設管理者の許可なく施設に特別の設備をし、又は変化を加えた場合
- ・ 施設使用后、原状回復（簡易な清掃、後片付け、ごみの持ち帰り）をせず、又は、使用した火気・電気・ガスなどの点検を怠った場合
- ・ 施設設備を破損し、施設管理者への報告を怠った場合
- ・ 飲酒・飲食（料理講習での使用が認められている室内での試食の他、施設利用において飲食が認められている場合を除く）・喫煙を伴う施設の利用をした場合
- ・ 施設の使用記録簿への記入を怠り、改善が認められない場合
- ・ 施設管理者（警備員等の係員も含む）の指示に従わない場合
- ・ 使用料を期日までに納付せず、督促、催告にも応じない場合
- ・ 上記以外に不正な手段により施設を使用した場合
- ・ その他、区長が必要と認めた場合

(4) 利用者登録をした者が、各条例に違反して使用の権利を譲渡、譲受、転貸又は転借したとき。

第3 区長は、前記（1）から（4）までのいずれかに該当する場合は、抽選の申込み申請及び、施設の予約申請の受付を停止することができる。（条例第5条第2項）

附則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年2月1日から施行する。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。